

もっとしゃべろ

## 離婚相談① ~外国人支援団体編~

りこんそうだん

がいこくじんしえんだんたいへん



相談者  
そうだんしゃ



相談員  
そうだんいん

 はじめまして、私は○○と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

 こんにちは。ここでお話ししたことは絶対に秘密を守りますので、

心配なさらずに何でも聞いて下さい。私もいろいろ質問しますが、

何も隠さずにお答え下さいね。

 わかりました。私は、結婚して日本に来て6年になります。子どもが二人いますが、夫と考え方があわず、離婚したいと考えています。

 子どもさんはおいくつですか。

 3歳の女の子と1歳の男の子です。

 离婚した後も、このまま日本に住みたいのか、本国に帰りたいのか、あなたはどうしたいと思っていますか。

 子どもと一緒にこのまま日本に住み続けたいと思っています。

 夫とはこのことについて話し合いをされたことがありますか。

 离婚はしてもいいようなことを言っていましたが、子どもは渡さないと言っています。

 わかりました。離婚の問題と在留資格の問題がありますので、

一つづつ説明します。

まず離婚ですが、日本の法律には四種類の離婚方法があります。「協議離婚」「調停離婚」「審判離婚」「裁判離婚」です。

一番簡単なのは協議離婚ですが、あなたの場合は子どものことがありますので調停離

婚が良いと思います。

 それはどういうことでしょうか。

 家庭裁判所に申立をして夫と話し合いをします。

 夫とは あまり顔を 合わせたくは ないのですが…。  
おつと かお あわ

 直接 話を するのではなく、 調停委員を 通して 話し合います。  
ちょくせつ はなし ちょうていいいん とお はな あ

夫とは 顔は 合わせません。  
おつと かお あ

そこでは、 離婚したいことや 子どもの 親権が ほしいなど あなた  
りごん こ しんけん  
の 希望を 話せばいいです。  
きぼう はな

 でも、 私は そんなに 日本語が うまくありません。  
わたし にほんご

夫は 口が うまいので 心配です。  
おつと くち しんぱい

 そうですね。 そのためには 通訳者を 同行することが 大事です。  
つうやくしゃ どうこう だいじ

それと 弁護士も つける方が いいでしょう。  
べんごし ほう

 それは 費用が 心配です。  
ひょう しんぱい

働いていないので お金が あまり ありません。  
はたら かね

 大丈夫です。 弁護士や 通訳者の 費用を 立て替えてくれる 制度  
たいじょうぶ べんごし つうやくしゃ ひょう た か せいど  
が あります。 すべて 終わった後で 每月5千円とか 1万円ずつ  
おあと まいづき せんえん まんえん

分割で 返すことが 出来ます。  
ぶんかつ かえ でき

 離婚が うまく いったとして、 このまま 日本に いることは 出来る  
りこん にほん でき  
のでしょうか。

 そうですね。 では これから あなたの 在留資格について 説明し  
ざいりゅうしがく せつめい  
ます。 子どもさんの 国籍は 日本国籍ですか。  
こ こくせき にほんこくせき

 日本国籍と 私の国の 国籍と 二つ 持っています。  
にほんこくせき わたし くに こくせき ふた も



相談者  
そうだんしゃ



相談員  
そうだんいん

あなたは 今 在留資格は 「日本人の配偶者等」 いわゆる 結婚

ビザですね。

そうです。 今年の 8月に 3年の 在留期間が 更新されたばかりで  
す。

離婚して、あなたが 子どもの 親権を 得られれば、あなたは 日に

本に 残ることが 出来ます。

子どもさんと 一緒に 薙らすことが 出来ます。

入国管理局に 「帰るように」 言われませんか。

いいえ。 日本人との 間に 子どもが いて、 その子どもの 親権を

持っていて、なおかつ 実際に 養育している 場合には、「定住者」

という 在留資格への 変更が 認められます。あなたの 場合は、

「日本国籍の 子を 養育する 親」 ということになりますので 太

丈夫です。ただし、子どもを 外国に 住む 親類などに 預けて、

あなただけが 日本に 住み続けるような 場合には 認められません

から 気をつけて下さい。

そんなことは しません。自分で 育てて 日本の学校で 勉強させ  
てあげたいです。

それから もう一つ。今年の 入管法改定で、離婚が 成立したら

14日以内に 入国管理局に 届け出ないと いけなくなりました。そ

れを 忘れると 20万円の 罰金です。これも 気をつけて 下さい。

わかりました。 気をつけます。ところで、もう一つ 心配なのは 経

済的なことです。働きたいのですが、子どもが まだ 小さいので  
さいとき



相談者  
そうだんしゃ



相談員  
そうだんいん

長い時間 働くのは 難しいと 思っています。

 そのことに ついては、いろいろな 福祉制度が ありますし、「定住

者」の 在留資格であれば 利用できますから、そのときに また相談

しましょう。いろいろ 不安でしょうが、まずは 一つずつ 問題を

解決していくことが 大事です。一緒に 頑張りましょう。

 わかりました。 ずいぶん 気が 楽に なりました。 安心しました。

これからも よろしく お願いします。 ありがとうございました。



簡単な日本語や日常会話はでき、生活に支障はない場合でも、法律

用語などの専門用語の理解は難しい場合が多いです。ですがその

前に、問題が生じた時に、まずはどこに相談したらよいのか?? ということは

問題が生じた時にやっと意識することだと思います。自分の近くにそういった

相談窓口があるか、知っておくとよいでしょう。

